

令和 6 年度菊陽町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針
令和 6 年 8 月 6 日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、本町における方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業所及び第 94 条に規定する基準該当生活介護事業所

（3）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

（4）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

- ① 障がいの雇用者数が 5 人以上
- ② 障がいの割合が従業員の 20% 以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神

障がい者の割合が３０％以上

(５) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

５ 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等の例については、次のとおりとする。

(１) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料品
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(２) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 飲食店等の運営
- オ その他のサービス・役務

６ 調達の推進方法

- (１) 福祉課は、調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各課等に提供する。
- (２) 各課等は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び菊陽町財務規則（平成１８年菊陽町規則第１６号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。
- (３) 物品等の調達に当たっては、町内の障害者就労施設等を優先し、可能な限り菊池圏域又は熊本県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (４) 令和５年度の物品等の調達実績等を勘案して、令和６年度に調達する物品等の調達目標を設定する。
- (５) 各課等は、物品等の調達のほか、障害者就労施設等によるイベント等での販売機会の確保等に配慮するものとする。

７ 調達の目標

令和６年度における障害者就労施設等からの物品等の調達については、調達金額の合計が前年度の実績を上回ることを目標とする。

※参考 令和４年度調達実績 １５，７４７，４９４円
令和５年度調達実績 １６，００７，６２３円

8 調達推進方針及び調達実績の公表

- (1) 調達推進方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) この方針に基づく物品等の調達実績は、令和5年度終了後速やかに集計するとともに、令和6年8月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。
- (2) 職員個人や町民等からの物品等の調達にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、町ホームページ等を活用し発信する。